

厚生労働省職員（室長・企画官級）の募集について

令和5年5月16日
厚生労働省大臣官房人事課

優秀で高い能力を有する職員を出身府省の壁を越え、適材適所での登用を図るため、厚生労働省の室長・企画官級ポストについて、各府省職員からの公募による登用を行うものとする。

1. 公募する職員

厚生労働省（室長・企画官級）1名
・職業安定局総務課訓練受講支援室長

2. 職務内容

別紙のとおり

3. 任期等

任期は原則として2年間とする。
任期終了後は原則として出身府省に復帰するものとする。

4. 応募資格

各府省の職員（現在、地方公共団体等に出向中の者を含む。）
・室長・企画官級の職員に加え、課長補佐級の職員の応募も可能とする。
・職種、年齢は問わない。

5. 応募及び選考の手順

- （1）応募者は、所属する各府省の人事担当課を通じて、5月31日（水）正午までに厚生労働省大臣官房人事課あて応募するものとする。
- （2）応募の際には、略歴（写真添付）及び応募理由（様式自由）を提出すること。
- （3）厚生労働省において書類選考及び面接の上、候補者を決定する。

6. お問い合わせ先

厚生労働省大臣官房人事課 永島、永沢
電話 03-5253-1111（内線 7073、7078）

職業安定局総務課訓練受講支援室長の職務内容

産業構造・労働市場が変化し、非正規雇用労働者の割合が増加する中、雇用保険が受給できない層や雇用保険の支給終了後に再就職ができない長期失業者等に対し、雇用保険と生活保護をつなぐ第2のセーフティネットである求職者支援制度については、その役割を果たしていく必要がある。特に新型コロナウイルス感染症の影響により非正規雇用労働者の離職など雇用への影響が生じたことを踏まえ、特例措置（給付金の要件緩和、対象者の拡大等）を講じ、令和4年度末に実施状況も踏まえた求職者支援制度の恒久的な見直しを行ったところであり、同制度の利用促進を図っていくことが課題になっている。

また、生活保護受給者数は平成27年3月をピークに減少に転じたものの、「その他世帯（高齢者・母子・障害者・傷病者世帯以外）」の受給割合は高い水準にあるとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により住宅確保給付金、緊急小口資金・総合支援資金等を利用する生活困窮者も増加し、生活保護受給者や生活困窮者等の就労を通じた自立を支援していくことが課題になっている。

職業安定局総務課訓練受講支援室長は、以下の業務に取り組む。

【主な業務】

1 求職者支援制度の運営

雇用保険を受給できない層等を対象に、職業訓練の実施・一定の要件を満たす者への給付金の支給・就職支援を行う求職者支援制度の企画立案や運用改善、関係機関との連携、都道府県労働局（公共職業安定所）への業務指示等、同制度の運用に係る全体調整を行う。

2 生活保護受給者等に対する就労による自立促進

生活保護受給者や住宅確保給付金受給者等に対し、公共職業安定所と福祉事務所や社会福祉協議会等が連携した就労自立促進事業の実施、助成金の支給、関係機関との連携等、福祉から就労による自立促進施策の企画立案や業務管理を行う。

【求められる能力】

- ・現下の労働市場に関する一定の理解があること
- ・人材不足の分野に係る人材の確保・育成に関する知識・経験があることが望ましい
- ・企画・立案、総合調整に関する実務経験を有すること
- ・能動的に業務調整を行うなど、主体性・行動力を有すること